



発行所
 一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 2-9-11 433 E 2F
 TEL 045-433-5221
 FAX 045-433-8403
 URL: <http://kanagawa-aoiro.com/>

9月より記帳確認指導会（予約制）を開催致します！

記帳確認指導会では、日々の記帳や集計表・合計残高試算表・減価償却計算書などが適正であるかを確認致します。確定申告時スムーズに決算申告を行うためには事前準備をしておくことが重要です。確定申告期の混雑時には、記帳指導は行いませんので、この機会に是非お越しください。尚、ご来所の際には事前にお電話にてご予約願います。

特に次に該当する方はお越しください。

- 今年始めて青色申告をする方やブルーリターンA等会計ソフトをお使いの方
- 新たに10万円以上の資産（車、機械、建物、工事等）を取得した方
- 合計残高試算表が不一致の方
- 前回の確定申告が一度で行えなかった方

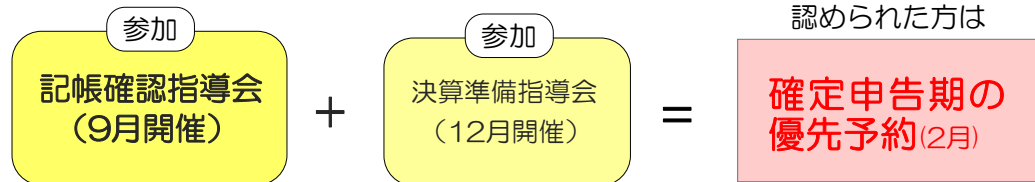
* 記帳確認指導会にお持ちいただくもの

1. 記帳している帳簿・月別総括集計表・合計残高試算表
 ※ブルーリターンAユーザーの方はバックアップデータ又はパソコン
2. 過去3年分の青色申告決算書及び確定申告書（所得税・消費税）の控え
3. 事業で使用している預金通帳
4. 源泉関係の書類（令和2年上半期分と令和1年全期分）
5. 経理処理が分からない取引がある場合は、その関係資料
 （車両購入時の注文書、売上明細書等）



記帳確認指導会の特典は…

※決算等の事前準備が整っていると認められた方は



※尚 今後の新型コロナウイルス感染状況や行政の方針などにより変更となる場合があります。

●会費振替のお知らせ

次回会費の口座振替日
9月28日(月) です。

ご指定の預金口座からのお振替となりますので振替日の前日迄に預金残高をご確認くださいようお願い致します。

尚、規定により既納の会費はお返してきませんのでご了承願います。



税理士による無料税務相談会

(毎月第1火曜日)

- 日 程 9月1日(火)
 - 会 場 本部事務局 3F
 - 相談受付時間 13時～15時
 - 予約電話番号 045-433-5221
- ※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。

港北出張所開設日(月曜日開設)

- 開設日(予約制)
 9月 7日(月)・14日(月)・28日(月)
- 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
- 予約電話番号 045-433-5221

着任のごあいさつ



神奈川税務署長

下川 賢一

残暑のみぎり、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で神奈川税務署長を拝命し、東京国税局税務相談室より転任して参りました下川でございます。神奈川署での勤務は平成22年以来10年ぶりで、大変うれしく思っております。

私のモットーは、「楽しく、正しく、丁寧な仕事（3つのT）」をして、納税者の皆様からの信頼（TRUST）の維持向上に努めていくことです。前任の南部署長同様よろしくお願いいたします。

貴会におかれましては、誠実な記帳に基づく適正申告の推進及び税知識の普及を基本活動に掲げ、記帳確認指導会、決算準備指導会、青色学校、青色塾などの活動に、日頃より熱心に取り組まれております。

また、令和元年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税の確定申告に關しまして、税理士会主催の無料申告相談の案内業務及び青色コーナーへの従事等、多大なるご支援を賜り、感謝申し上げます。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、申告期限等を延長したほか、納税の猶予などの納税緩和措置を講じましたが、これらの周知・広報についても皆様の多大なるご協力を

賜り、おかげさまで持ちまして大きな混乱もなく事務処理を行うことができました。

これもひとえに仲戸川会長をはじめ、役員、事務局、会員の皆様のご支援の賜物と、重ねて御礼申し上げます。

さて、令和2年分以降の所得税及び復興特別所得税の確定申告は、65万円の青色申告特別控除の適用要件に「e-Taxによる申告又は電子帳簿保存」が追加されております。署としましては、これを契機として、青色申告会の皆様方と連携しながら、新型コロナウイルス感染症予防のためにも、税務署に出向くことなく申告手続きが完了するe-Taxの一層の普及と併せて、電子帳簿を利用した記帳の推進に努めてまいりたいと考えております。

これまでも税務行政の良き理解者として、貴会の皆様方には、多大なご支援・ご協力をいただいているところではあります。これからもより一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

定期人事異動 神奈川税務署 関係職員ご紹介(敬称略)

①出身地 ②趣味等③今年の抱負等

副署長 個人課税担当

オカ ザキ タダ オ
岡崎 忠夫

- ①宮城県 ②自転車での散歩、御朱印集め ③新型コロナウイルスの感染の終息が見えない中での事務運営となりますが、連絡を密にしながら、知恵を出し合い、創意工夫で乗り越えていきましょう。



総務課長

アイ カワ ヒロ アキ
相川 博章

- ①千葉県 ②音楽鑑賞 ③皆様との連携・協調を一層深めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



個人課税第1部門統括官

カワ ノ フミ アキ
河野 文秋

- ①宮城県 ②映画鑑賞 ③会勢拡大に向けたバックアップを引き続き進めて参ります。1年間よろしくお願いいたします。



個人課税第1部門 指導担当上席

マエ ノ コウ ジ
前野 康二

- ①宮城県 ②サッカー観戦（主にTV） ③2年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。



e-Tax 広報担当官

クン
イー タ 君 (平成16年10月1日生)

- ①東京都千代田区霞が関 ②パソコン・空も飛べる ③マイナちゃんと、e-Taxの普及に向けてがんばります。会員の皆さん、ご協力をお願いします。

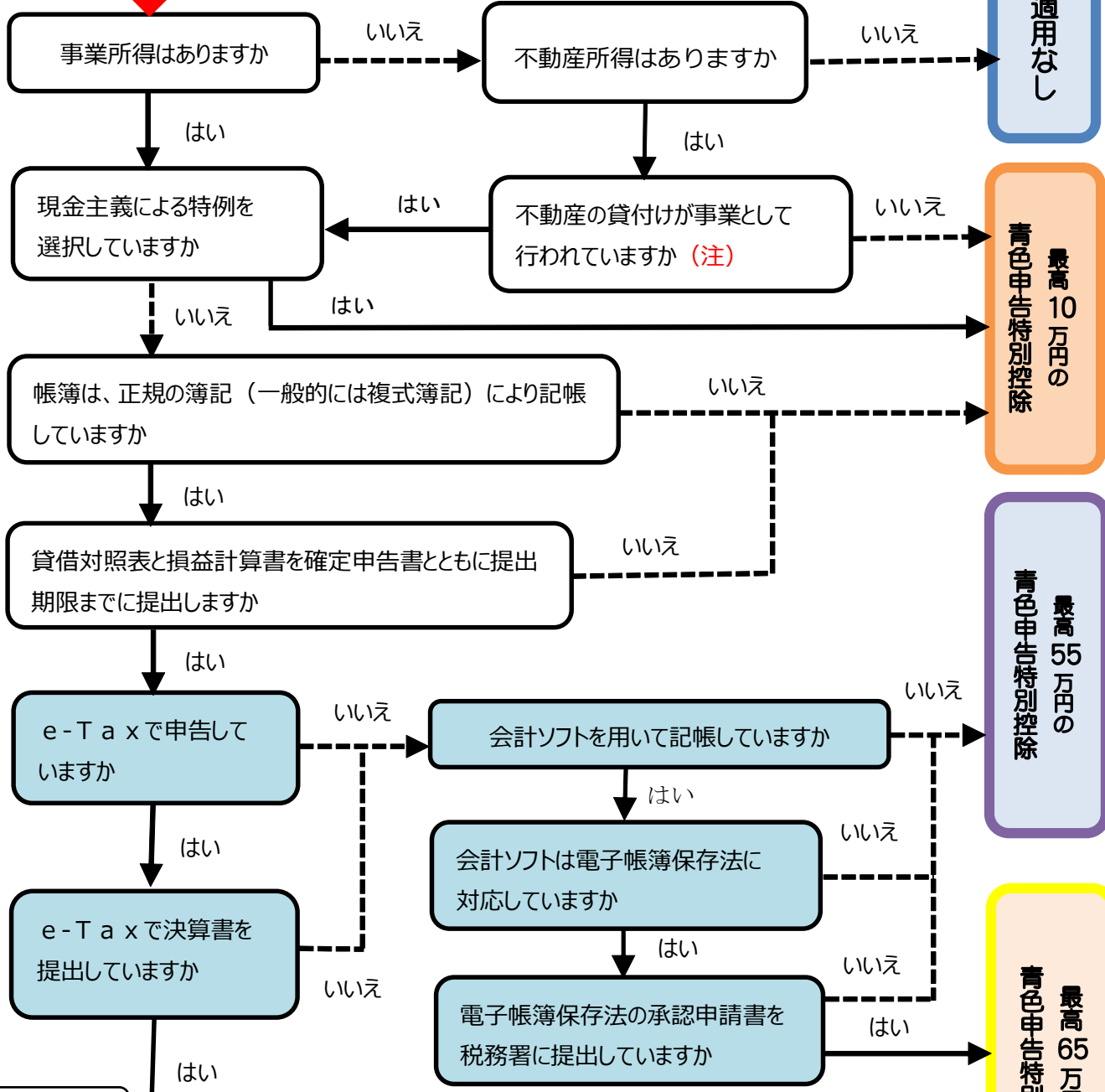


役職	新任者		前任者	
	氏名	前任地	氏名	発令地
署長	下川 賢一	国税局 総務税相・主任相談官	南部 琢二	退官
法人担当副署長	川崎 令子	留任	川崎 令子	留任
総務担当副署長	飯塚 巳喜雄	国税局 徴収特整1・総括主査	増田 真一郎	麹町署 副署長(総管徴)
個人担当副署長	岡崎 忠夫	仙台国税局 課一 個人・課長補佐	津田 和之	長官官房広島派遣・監督評価官
総務課長	相川 博章	国税局 課二 法人・課長補佐	谷川 裕佳子	戸塚署 副署長(総個産)
個人課税第1統括官	河野 文秋	王子署 個人1 統括官	中島 一成	国税局 課一 個人・課長補佐
個人課税指導上席	前野 康二	留任	前野 康二	留任

神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol29)

令和2年分の所得税確定申告の あなたの「青色申告特別控除額」は？

スタート



(注) の解説

建物の貸付けについては、次のいずれかの基準（形式基準）に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱われます。

- (1) 貸間、アパート等については、貸与することのできる独立した室数がおおむね 10 室以上であること。
- (2) 独立家屋の貸付けについては、おおむね 5 棟以上であること。

令和2年分から電子帳簿保存により青色申告特別控除65万円を適用するためには、令和2年9月30日までに承認申請書を税務署へ提出し、承認を受けて、同年12月31日までの間に帳簿の備付け及び保存をおこなう必要があります。



横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金

家賃や人件費など、資金繰りに不安を抱えている
市内中小企業の皆様へ



横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金
実質無利子融資のご案内

拡充 融資額 **4,000万円まで**

実質無利子※・無担保
※当初3年間の利子相当分をキャッシュバックします。

据置期間 最大5年間

信用保証料 半額又はゼロ

特徴

要件を満たした場合は、既存のお借り入れ分の借り換えも可能です。
まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

＜取扱金融機関＞

- 【信用金庫】 横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷
- 【銀行】 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、第四、きらぼし、群馬、山梨中央、北陸、スルガ、阿波、静岡、三井住友信託、神奈川、東日本、東京スター、大光、静岡中央
- 【政府系金融機関】 商工組合中央金庫

融資実施までの流れ

- お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談・お申込みください。 **申込**
※融資の申し込みに必要な納税証明書や住民票などの発行手数料が减免（無料）となる場合があります。
- 原則、金融機関が、事業者の皆様へ代わって、横浜市に認定申請（セーフティネット保証(SN)4号、危機関連保証など）を行います。 **認定**
- 金融機関は融資の審査後、横浜市信用保証協会に保証申請を行います。 **融資審査**
- 横浜市信用保証協会は保証の審査後、保証を決定します。 **保証審査**
- 金融機関は融資を実施します。 **融資実施**

対象要件

- セーフティネット保証(SN)4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を取得された個人事業主、小・中規模事業者
- 【認定要件】
- ◆横浜市内に事業実態のある事業所があること
 - ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が前年同月比で減少していること等（売上高減少率）SN4号：20%以上/SN5号：5%以上/危機関連保証：15%以上

内容

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 事業性あるフリーランス含む、 小規模のみ	保証料ゼロ・利子ゼロ※	
小・中規模事業者 上記除く	保証料1/2	保証料ゼロ・利子ゼロ※

※融資額4,000万円まで、当初3年間の利子相当分をキャッシュバックします。

融資額：4,000万円以内
融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
利率：1年以内0.7%以内/3年以内1.1%以内/5年以内1.3%以内/10年以内1.5%以内

令和2年6月15日現在 横浜市経済局金融課
【認定の問合せ】 電話：045-662-8931 FAX：045-651-3518 Email：ke-kinyu@city.yokohama.jp
8:45～12:00、13:00～17:15（土日祝日・年末年始を除く）
所在地：令和2年7月3日まで横浜メディア・ビジネスセンター
令和2年7月6日から横浜情報文化センター

横浜市経済局
「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」(実質無利子融資)ご利用の
小規模事業者に10万円を交付します

交付概要

- 交付対象者**
- 次の2つの要件両方に該当する者
- ① 市内に事業所を置く小規模事業者（※）
※ 中小企業信用保険法第2条第3項各号における小規模企業者（詳細は裏面）
 - ② 「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」(実質無利子融資)で50万円以上500万円以下の融資を受けている者（※）
※令和2年12月31日までに保証申込受付、かつ、令和3年1月31日までに融資

交付額
1事業者につき、一律10万円（事業継続のための諸経費として活用するもの）

申請期間
令和2年5月25日（月）～令和3年3月5日（金）
※2,600件程度を予定しています。上限に達した場合は、申請期間締切前に終了となります。

お問合せ
小規模事業者支援一時金コールセンター
（公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部地域密着型支援担当）
045-225-3725
受付時間 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）